

第 1 4 号議案

足立区立図書館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立図書館条例の一部を改正する条例

足立区立図書館条例（昭和 4 4 年足立区条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条ただし書中「規則」を「足立区教育委員会規則（以下「規則」という。）」に改め、同条第 5 号中「足立区教育委員会規則（以下「規則」という。）」を「規則」に改める。

第 1 3 条を第 1 4 条とし、第 1 2 条の次に次の 1 条を加える。

（図書館協議会）

第 1 3 条 図書館法第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、足立区立中央図書館に足立区立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、図書館の運営に関し、足立区立中央図書館長（以下「中央図書館長」という。）の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕について中央図書館長に意見を述べるものとする。

3 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

4 委員の定数は、1 5 人以内とする。

5 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事

項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部に次のように加える。

足立区立図書館協議会	日額 8,000円
------------	-----------

(提案理由)

足立区立図書館協議会を教育委員会の附属機関として設置するほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。